

平成23年12月28日

習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館、習志野市立藤崎図書館、習志野市立谷津図書館の指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館、習志野市立藤崎図書館、習志野市立谷津図書館の管理運営を行う指定管理者を、次の通り指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1) 所在地 東京都文京区大塚三丁目4番7号
- (2) 団体名 株式会社図書館流通センター
- (3) 代表者 代表取締役 谷一 文子

2. 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

3. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 4 (公募)
- (2) 日程
 - ア 広報紙・ホームページへの掲載 平成23年7月15日
 - イ 募集要項の配布 平成23年7月15日～8月2日
 - ウ 応募者説明会・見学会 平成23年8月3日
 - エ 質問事項の受付 平成23年8月3日～8月10日
 - オ 質問事項の回答 平成23年8月17日
 - カ 申請書類の受付 平成23年8月18日～8月31日
 - キ 申請者面接 平成23年9月29日
 - ク 指定管理者候補者選定委員会 平成23年10月4日
 - ケ 指定管理者候補者の選定結果の通知 平成23年11月2日
 - コ 議会の議決 平成23年12月22日
 - サ 指定日(告示日) 平成23年12月26日

4. 指定理由

図書館の管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有していること、事

業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できること、その管理に係る経費の縮減が図られること、また、専門的知識をもつ職員の配置が本市の要求水準を上回っており、職員に対する研修体制が整っている等、安定的な職員確保に努めていること、全国各地の図書館を指定管理者として管理運営している実績を生かし、運営図書館を結ぶネットワークで蓄積された情報を活用したサービスが実施できること等を総合的に勘案し、当該施設の指定管理者として指定したものである。

問合せ：社会教育課
電話：047-453-9382